

e-kenet JCBカード会員特約

第1条 (名称)

本カードは株式会社京阪カードおよび京阪ホールディングス株式会社（以下、2社を総称して「当社」という。）と株式会社ジェーシーピー（以下「JCB」という。）が提携して発行するものでe-kenet JCBカード（以下「本カード」という。）と称します。

第2条 (会員)

本特約および別途JCBの定めるJCB会員規約ならびに別途京阪ホールディングス株式会社の定めるおけいはんポイントプログラムに関するおけいはんポイントサービス規約を承認のうえ入会を申し込み、当社およびJCB（以下「両社」という。）が認めた方を会員（以下「会員」という。）とし、JCBが本カードを貸与します。

第3条 (年会費)

会員は、株式会社京阪カードに対して株式会社京阪カードが通知または公表する年会費を支払う場合は、JCBカード利用代金と同様の方法で支払うものとします。

第4条 (提供サービスと利用)

- 当社（本条においては当社が提携するサービス提供会社を含む。）が提供するサービスおよびその内容については、当社が書面その他の方法により通知または公表します。
- 会員は、サービスの利用等に関する規定等がある場合はそれに従うものとし、また、会員は、会員がJCBの定めるJCB会員規約または付帯サービスの利用等に関する規定等に違反した場合、または当社が会員のサービス利用が適当でないと合理的に判断したときは、サービスを利用できない場合があります。
- 当社が必要と認めた場合には、当社はサービスおよびその内容を変更することがあります。
- 会員は、当社が提供するサービスを受ける場合、当社所定の方法により利用するものとします。

第5条 (個人情報の取り扱い)

- 当社は、会員（入会を申し込まれた方を含む。以下、本条において同じ。）の個人情報（以下「会員情報」という。）につき、必要な保護措置を行ったうえで次のとおり取り扱うものとします。
 - 当社は、(2)記載の利用目的のため以下の会員情報を取得します。
 - 氏名、生年月日、住所、電話番号等、会員等が入会申込時および第6条において届け出た事項
 - 入会承認日、有効期限等、本カードの契約内容
 - 本カードの利用内容（第7条において共有する情報）
 - 当社は、会員情報を以下の目的で利用するものとします。
 - 会員の管理
 - 本カードのサービスおよび各種付帯サービス（会員向け各種補償制度、各種ポイントサービス等）の提供
 - 会員の購買履歴・居住エリア・家族構成・年齢層等の情報を分析して、趣味・嗜好に応じておこなう当社または当社が受託した他社の商品・サービスに関する提供・勧誘・広告配信その他のマーケティング
 - マーケティングデータの調査・分析、マーケティング施策の検討・実施
 - キャンペーン、イベント、アンケートの実施
 - 商品・サービス等の改善、新たな商品・サービス等の企画・研究・開発
 - お問い合わせ対応、会員へのご連絡
 - 会員の同意を得ておこなう第三者への提供
- 前項の他、会員情報の取り扱いについては、当社のウェブサイトで公表する個人情報保護方針に従います。また、会員は、会員情報の取り扱いについて、当社が別途定める個人情報の取扱に関する同意条項に同意するものとします。

第6条 (届出事項の共有)

会員が、当社またはJCBに対して届け出た氏名、住所、電話番号、勤務先等について変更があり、当社またはJCBの一方に対して変更の届け出があった場合には、当該届け出いただいた情報について、両社の間で共有することに、会員はあらかじめ同意するものとします。

第7条 (利用内容の共有)

- 会員は、当社が会員に対してサービスを提供する必要がある場合において、会員の本カードの利用内容を、両社において共有することにあらかじめ同意するものとします。
- 会員は、JCBが会員に対して会員の当社の取引内容に応じたJCB商品の優遇サービス等、JCBのサービスを提供する必要がある場合において、会員の当社の取引内容を、当社とJCBにおいて共有することにあらかじめ同意するものとします。なお、会員は、当該情報についての開示、訂正、削除の申し出は、JCB会員規約に記載の窓口、方法で行うものとします。

第8条 (会員資格の喪失)

会員が当社会員資格またはJCB会員資格のいずれかを喪失した場合は、本特約による会員資格も喪失するものとします。

第9条 (JCB会員規約と本特約の関係)

- 本特約に定めのない事項については、JCB会員規約が適用されるものとします。
- 本特約の改定については、JCB会員規約（会員規約およびその改定）が適用されるものとします。

<ご相談窓口>

当社に対する個人情報の開示、訂正、削除などの会員の個人情報に関するお問い合わせについては、当社のウェブサイトで公表する個人情報保護方針をご確認ください。

【2024年12月】
(TK041200・20241201)

おけいはんポイントサービス規約

第1条 (目的)

- 本規約は、京阪ホールディングス株式会社（以下「当社」といいます。）が「おけいはんポイントプログラム」（以下「ポイントプログラム」といいます。）の運営を委託する株式会社京阪カード（以下「京阪カード」といいます。）が発行する「e-kenet Visaカード」、
「e-kenet ポイント専用カード」、株式会社ジェーシーピーが発行する「e-kenet JCBカード」、当社が発行する「e-kenet モバイルカード」（以下これらを総称して「カード」といいます。）の会員に対し、当社の「おけいはんポイント加盟店」（以下「加盟店」といいます。）が提供する特典（以下「おけいはんポイントサービス」といいます。）の内容、および提供条件等を定めたものです。
- 会員は、本規約を承認のうえ「おけいはんポイントサービス」をご利用いただくものとします。

第2条 (おけいはんポイントサービス)

- 「おけいはんポイントサービス」とは、会員が加盟店でカードを呈示した場合、会員に対してポイントを進呈するものです。「e-kenet JCBカード」および「e-kenet Visaカード」によるクレジット決済時、並びに現金による決済時のみポイントを進呈します。ただし、加盟店によりポイント進呈率や対象商品・サービス、進呈日などの進呈方法が異なりますので、各加盟店にご確認ください。
- 当社が別に定める場合に限り、前項の取扱とは異なった方法および条件によりポイントを進呈する場合があります。
- ポイント残高は、「ポイント照会・おけいはんクーポン発券機」（以下「おけいはんステーション」といいます。）、e-kenet PLUS (<https://service.e-kenet.jp>)、または「おけいはんポイントLINEミニアプリ」から照会できます。

4. 積み立てたポイントは、有効期限内におけいはんステーションから500ポイントにつき500円相当の「おけいはんクーポン」（以下「クーポン」といいます。）1枚と引き換えることができます。クーポンは全加盟店でご利用いただけます。また、一部加盟店では、お支払い時にカードをご呈示いただくと、1ポイント1円からご利用いただけます。
5. ポイントおよびクーポンによる定期券・回数券・普通乗車券の購入および金融機関口座への預入れはできません。また、加盟店により利用対象外の商品・サービスがございますので、各加盟店にご確認ください。
6. 当社が別に定める場合に限り、その他の方法および条件により積み立てたポイントを利用することができます。
7. ポイントの積み立ては、原則としてカード単位で行います。ただし、会員のお申し出があった場合または「おけいはんポイントLINEミニアプリ」上でe-kenetモバイルカードとその他カードを連携させた場合、同一名義人に限り複数カードのポイント残高を合算いたします。
8. 一度発券したクーポンの再発券はできません。
9. クーポンと現金との引き換えはできません。また、クーポンの券面額未満のご利用の際、釣銭はお出しできません。
10. e-kenetポイント専用カードについて、ポイント専用カード会員登録サイトにおいて、必要事項を申込者本人が登録（以下「会員情報登録」といいます。）する必要がある場合、会員情報登録が行われていないときはポイント残高の照会、クーポンの引き換え、およびポイントの利用はできません。

第3条（ポイントの積み立て・有効期限等）

1. おけいはんポイントは、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間を積み立て期間とし、翌年4月1日から新たなポイント積み立て期間となります。積み立て期間内に獲得したポイントの有効期限は当該積み立て期間終了日の翌年3月31日とします。有効期限を過ぎたポイントは無効となります。
2. 毎年4月1日から翌年3月31日は、前年度のポイントに新しく積み立てたポイントを加算して利用することができます。また、合算して500ポイントに達すれば、クーポンに引き換えることが可能です。
3. クーポンの有効期限は、発行日から6ヵ月後の月末です。券面記載の有効期限をご確認ください。
4. 第1項とは別に、有効期限が付与日から一定日数内であるポイントを別途付与する場合があります。

第4条（買上商品返品時の処理）

1. 買上商品を返品する場合には、カードおよび買上時のレシートを呈示するものとします。
2. 買上商品を返品した場合には、既に進呈された当該返品商品代金相当分のポイントを減算させていただきます。なお、クーポンの引き換えまたはポイントの利用後に買上商品を返品した場合は、クーポンおよびポイント利用相当額の返還を京阪カードが請求する場合があります。

第5条（ポイントの消滅等）

1. カードが紛失・盗難・汚損・破損等した場合、積み立てポイントは全て消滅するものとします。ただし、「e-kenet JCBカード」、「e-kenet Visaカード」はこの限りではありません。
2. カードの紛失・盗難により、第三者がクーポンの引き換えまたはポイントを利用した場合、当社は一切の責任を負いません。
3. 会員の都合により退会される場合には、積み立てポイントは全て消滅します。
4. 会員がe-kenetカード会員規約、e-kenet JCBカード会員規約、e-kenetポイント専用カード会員規約、JCB会員規約、おけいはんポイントLINEミニアプリ利用規約、京阪マイレージPiTaPa特約、また本規約に違反した場合には、ポイントに関する権利を喪失するものとします。
5. e-kenetポイント専用カードの会員情報登録が1年以上ない場合、会員資格は失効するものとし、ポイントに関する権利を喪失するものとします。
6. ポイントの積み立て、クーポンとの引き換え、ポイントの利用などカードのご利用が2年間ない場合は、原則として退会となりポイントに関する権利を喪失するものとします。ただし、「e-kenet JCBカード」、「e-kenet Visaカード」はこの限りではありません。

第6条（運営の委託）

ポイントプログラムの運営については、当社は、京阪カードに委託するものとします。

第7条（会員情報の提供および利用への同意）

1. 会員は、当社が住所・氏名・生年月日・電話番号・ご利用内容等を含む個人情報（以下「会員情報」といいます。）を当社で登録することに同意するものとし、住所・氏名・電話番号等に変更が生じた場合は、「e-kenet JCBカード」は株式会社ジェーシービーに、その他のカードは京阪カードまでご連絡ください。
2. 当社は次の利用目的で会員情報を取得・利用します。
 - ①会員の管理
 - ②カードのサービスおよび各種付帯サービスの提供
 - ③会員の購買履歴・居住エリア・家族構成・年齢層等の情報を分析して、趣味・嗜好に応じておこなう当社または当社が受託した他社の商品・サービスに関する提供・勧誘・広告配信その他のマーケティング
 - ④マーケティングデータの調査・分析、マーケティング施策の検討・実施
 - ⑤キャンペーン、イベント、アンケートの実施
 - ⑥商品・サービス等の改善、新たな商品・サービス等の企画・研究・開発
 - ⑦お問い合わせ対応、会員へのご連絡
 - ⑧会員の同意を得ておこなう第三者への提供
3. 前項の他、会員情報の取扱いについては、当社のホームページで公表する個人情報保護方針（<https://www.keihan-holdings.co.jp/privacypolicy/>）に従います。
4. 会員は、当社が会員に関する情報を保護措置を講じたうえで、個人情報の取扱いに関する契約を締結した各社（株式会社京阪百貨店、株式会社京阪ザ・ストア、株式会社京阪流通システムズ）に対し提供し、各社が各社の事業内容（各社ウェブサイトご参照）の範囲で、会員の居住エリア・年齢層・家族構成・おけいはんポイントの利用状況等の情報を分析して、趣味・嗜好に応じた特典・商品・サービスに関する各種営業案内を送付すること、顧客動向分析・商品開発等のマーケティング活動のために利用すること、その他、各社のプライバシーポリシーに定める利用目的で利用することに同意します。また、各社での利用に際し、会員に連絡する必要がある場合には、各社から会員に連絡することに同意します。
5. 会員は、当社が「京阪グループ各社」（京阪グループ各社とは、当社、および当社の法令に定める子会社・関連会社をいいます。）との間で会員情報を共同利用することに同意します。なお、共同利用に関する事項については、当社の個人情報保護方針において公表するものとします。

第8条（本規約の変更等）

1. 当社は、次のいずれかに該当する場合には、本規約を変更する旨、変更後の内容およびその効力発生時期を京阪カードホームページ（<https://e-kenet.jp/>）での告知その他当社所定の方法により会員に周知したうえで、本規約を変更することができるものとします。なお、下記②に該当する場合には、当社は、定めた効力発生時期が到来するまでに、あらかじめカード会社ホームページへの掲載等を行うものとします。
 - ①変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき
 - ②変更の内容が本規約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

- 2.当社は、前項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容を京阪カードホームページ（<https://e-kenet.jp/>）での告知その他当社所定の方法により会員に周知したうえで、本規約を変更することができるものとします。この場合には、会員は、当該周知の後に会員が本規約に係る取引を行うことにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されるものとします。また、当該周知後1ヵ月以内に当社に対して直接かつ明示的に異議を申し出ない場合は、会員は変更事項および新規規約を承諾したものとみなされることに異議がないものとします。
- 3.会員が本規約の変更を承諾しない場合（承諾したものとみなされることに異議がある場合を含みます。）は、会員または当社から本規約に基づく契約を解約することができるものとします。
- 4.当社は、運営上の都合や障害の発生等により、本規約のサービス内容の提供を予告なく一時的に中断することがあります。

第9条（お問合せ）

本規約についてのお問合せ・ご相談は、京阪カードまでご連絡ください。

(TK041201・20241201)

京阪マイレージPiTaPaカード会員特約

第1条（総則）

本特約は株式会社京阪カード（以下「京阪カード」という。）、京阪ホールディングス株式会社（以下「ホールディングス」という。）、株式会社スルッとKANSAI（以下「スルッと」という。）、株式会社ジェーシービー（以下「JCB」という。）、京阪カード、ホールディングス、スルッと、JCBを以下総称して「四社」という。）が発行する「京阪マイレージPiTaPaカード」（以下「本カード」という。）の基本的事項および京阪電気鉄道株式会社（以下「京阪」という。）が定める交通利用に基づくポイントの進捗に関して、「PiTaPa会員規約」（以下「基本規約」という。）、「ジュニアカード・キッズカードに関する特約」（以下「ジュニア・キッズ特約」という。）およびホールディングスが定める「おけいはんポイントサービス規約」（以下「ポイント規約」という。）の特約事項を定めるものです。

第2条（会員と本カードの貸与と取り扱い）

- 会員とは、京阪カードおよびJCBが提携して発行する「e-kenet JCBカード」（以下「e-kenetカード」という。）の本会員または家族会員のうち、四社および京阪に対し、基本規約、ポイント規約および本特約を承認のうえ入会を申し込み、四社、京阪、およびスルッととの委託会社である三井住友カード株式会社（以下「三井住友」という。）が適格と認めた方をいいます。
- 本カードは、e-kenetカードに付帯するカードとして四社が発行し、会員に貸与します。基本規約第3条第2項(1)に定める「一般家族カード」は、当該家族会員がe-kenetカードの家族会員であることを条件とし貸与します。また、基本規約第3条第2項(2)に定める「ジュニアカード」および基本規約第3条第2項(3)に定める「キッズカード」は、e-kenetカードの本会員に発行する本カードの家族会員として四社が発行し、貸与します。
- 本カードの所有権は四社の共有とします。本カードに印字された会員本人以外は利用できません。

第3条（サービス利用）

- 会員は、四社より提供される特典・サービスを受けることができます。会員はこれらの特典・サービスを受ける場合には、各々の会員規約・規定・特約または各々が別途定める方法により利用するものとします。
- 会員は、本カードによる京阪線・鋼索線・大津線のご利用に基づき、京阪が別途定める規定等に従い「京阪レイルウェイマイレージサービス」を利用できるものとします。

第4条（本カードのポストペイ利用および利用可能枠）

- 本カードのポストペイ利用可能枠はJCBがスルッとの同意を得て定めるものとします。
- JCBは会員の信用状態に重要な変化が生じたとき、または会員が本特約、JCB会員規約もしくは基本規約に違反しているとJCBが判断したときは、前項の利用可能枠を減額できるものとします。
- JCBは会員が本特約、JCB会員規約もしくは基本規約に違反した場合、またはJCB会員規約に基づきe-kenetカードの会員資格を喪失した場合、本カードのポストペイ利用を停止することができるものとします。

第5条（年会費等）

会員は、四社に対して四社各々の会員規約・規定・特約に基づき所定の年会費等を支払う場合は、各々所定の方法で支払うものとします。

第6条（債権の立替払いの承認等）

- 会員は、基本規約第32条に基づく立替払いにより三井住友が取得する会員への債権について、JCBが三井住友へ立替払いを行うことを委託することをあらかじめ異議なく承諾するものとします。
- 前項の委託に基づき、会員は、JCBに対し、本カードの基本規約に基づく利用代金の一切の支払債務を負担するものとします。
- 商品の所有権は、JCBが三井住友に立替払いすることによりJCBに移転すること、および前項の債務の完済までJCBに留保されることを、会員はあらかじめ異議なく承諾するものとします。
- 本カードの利用によるJCBに支払うべき会員の債務については、JCB会員規約が適用されるものとします。

第7条（PiTaPa利用に関する会員への請求）

基本規約に基づき発生する会員の債務についてはJCB会員規約の定めにより生じた債務とともにJCBが一括して請求するものとし、会員は、JCB会員規約に基づき、会員指定の口座から約定決済日に支払うものとします。

第8条（バリュー残高の返金と未払い債権への補填）

- 基本規約の定めにかかわらず、本カードを再製・再発行した場合または本カードの有効期限更新をした場合、JCBは、スルッとに代わり本カードのバリュー残額をJCB会員規約に基づくお支払い口座へ返金するものとします。ただし、当該返金に際してJCBより請求すべき金額がある場合にはその金額と相殺し、請求金額が返金額に満たない場合は、その差額を返金するものとします。なお、スルッとが適当と認めた場合を除き、本カードの返還がなされない場合、JCBは返金に応じることはできません。
- 会員が本特約またはJCB会員規約に基づき会員資格を喪失した場合、JCBは本カードのバリュー残額を立替払い金相当額および未決済ご利用額などに充当することができるものとします。なお、バリュー残額がかかる相当額および未決済ご利用額などの合計金額を上回る場合は、差額を返金するものとします。
- 会員が退会した場合など、スルッとが適当または必要と認めた場合は、スルッとに代わりJCBが会員に対してスルッとが通知または公表する払戻手数料を別途ご請求します。なお、バリュー払戻し手数料は本カードのバリュー残額と相殺できるものとし、バリュー残額が払戻し手数料を上回る場合は、差額を返金するものとします。

第9条（本カードの紛失・盗難による責任の区分）

- 本カードの紛失・盗難または本特約に違反して、他人に本カードを利用された場合、本カードの利用代金は、基本規約に基づいて、本カードの貸与を受けた会員の負担とします。
- 前項の規定にかかわらず、紛失・盗難の事実をすみやかに、スルッとおよびJCBに届け出るとともに所轄の警察署へ届け出、かつ、スルッとおよびJCBの請求により所定の紛失・盗難届を提出した場合には、JCB会員規約（カードの紛失、盗難による責任の区分）の定めに基づき、JCBが支払債務を免除します。

第10条（本カードの有効期限）

- 本カードの有効期限は、四社が指定するものとし、本カードに記載した月の末日までとします。
- 有効期限の2ヵ月前までに退会の申し出がなく、四社が引き続き会員として認めた会員に対して、有効期限を更新した新たなカードを発行します。

- 3.ジュニアカードの会員は基本規約の「ジュニア・キッズ特約」第4条第2項の定めに関わらず、有効期限をもって会員資格を喪失するものとします。

第11条（本カードに係る業務）

- 1.会員は、JCBが本カードに係る次の業務を行うことに同意するものとします。なお、JCBは、業務の一部または全部を第三者に委託できるものとします。
- (1)本カードの入会申し込みの受付、申込書の記載内容の確認と会員の資格審査および入会審査の承認、登録に係る業務
 - (2)与信業務および債権管理業務。また当該業務のために行う、JCB会員規約で規定する信用情報機関への照会・登録に係る業務
 - (3)本カードの利用代金および手数料の金額の通知および口座振替、代金の支払督促、回収および本カード回収に関する業務
 - (4)本カードにおける会員の各種変更に関する業務
- 2.会員は、JCBおよびスルッとが、前項各号の業務に係る情報を相互に提供し利用することを承諾します。

第12条（本カードの再発行）

本カードの紛失、盗難、毀損、滅失、氏名変更等の場合には、会員が所定の届け出を行い、四社が適当と認めた場合に限り、本カードを再発行します。この場合、会員は、スルッとおよびJCBが通知または公表する方法でカード再発行手数料を支払うものとします。

第13条（家族会員の追加）

会員は、家族カードの発行を希望する場合、四社所定の届け出を行い、四社が適当と認めた場合に限り、家族カードを発行します。

第14条（ジュニアカードの有効期限等）

ジュニアカードの有効期限は、原則として家族会員が満18歳になる年度（4月1日から翌年の3月末日まで）の3月末日までとし、有効期限到来時に一般家族カードの発行を希望する場合は、四社所定の届け出を行い、四社が適当と認めた場合に限り、一般家族カードを発行します。

第15条（資格取消）

四社は、会員が次の事項の一つにでも該当した場合には、会員資格を喪失させ、本特約に基づく会員契約を解除することができるものとします。この場合、会員は本カードを直ちに四社のうちいずれかに返還するものとします。

- (1)会員が四社の定める会員規約・規定・特約および本特約のいずれかに違反した場合
- (2)四社のうちいずれかが会員の本カードの利用を不適当と認めた場合
- (3)四社が有効期限を更新した本カードを発行せず、本カードの有効期限が経過したとき
- (4)会員が、本会員としてスルッとまたはJCBから複数のカード（スルッともしくはJCBが他社と提携して発行するカードを含む。）を貸与されている場合、複数のカードの一部または全部において、上記(1)から(3)に記載した事項のいずれかに該当したとき

第16条（退会）

- 1.会員は本カードを退会する場合、所定の方法によりJCBに届け出るものとします。
- 2.会員は、前項により、本カードについて四社のすべてに同時に退会を申し出たものとし、基本規約に従い本カードについて四社すべてから退会となるものとします。
- 3.会員がJCBの発行する「e-kenetカード」を退会することによって、本カードも同時に退会となるものとします。

第17条（情報の提供に関する同意）

- 1.会員および入会を申し込まれた方（以下総称して「会員等」という。）は、基本規約第39条に基づきスルッとおよび三井住友が取得、利用する個人情報について、本特約に基づく業務を行うにあたり、保護措置を講じたうえで本特約およびJCB会員規約の定めに従い、JCBが取得、利用することに同意するものとします。
- 2.会員等はJCBが本特約に係る取引上の判断にあたり、個人情報情報機関等の登録・利用に関し、本特約第17条およびJCB会員規約（個人情報情報機関の利用および登録）、（個人情報の開示、訂正、削除）の定めが適用されることに同意するものとします。また会員契約が不成立の場合でも、会員等が入会申込をした事実は、当該契約の不成立の理由の如何を問わず、JCB会員規約の定めに基づき、一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。
- 3.会員等がJCBに当該個人情報について開示を求める場合には、JCB会員規約の定めに従い請求できるものとします。
- 4.会員等は、四社が本カードの発行・管理、与信業務および債権管理業務を目的として、下記の情報を共有することに同意します。
 - (1)本カードの申込書に記載された情報、および四社各々の会員規約・規定・特約に基づき届け出のあった会員等の情報。
 - (2)本カード申込に対する審査の結果。ただし承認とならなかった理由は共有しない。
 - (3)本カードの申込により発行されるカードの会員番号・有効期限および変更後の会員番号・有効期限。
 - (4)会員番号が無効となった事実。ただし無効となった理由は共有しない。
 - (5)会員が会員資格を喪失した事実。ただし喪失となった理由は共有しない。
- 5.会員は、スルッとが会員の本カードの利用情報を、保護措置を講じたうえで、京阪カードに対し提供し、京阪カードが正当な事業活動の範囲で、PiTaPaのご利用情報に基づいたポイントの進呈を行うこと、および会員の交通利用・ショッピング利用の内容・居住エリア・年齢層等の情報分析をして、趣味・嗜好に応じた特典・商品・サービスに関する各種営業案内を送付することに同意します。
- 6.会員は、京阪カードがスルッとから提供された利用情報を、保護措置を講じたうえでホールディングスならびに京阪に対し提供し、京阪が正当な事業活動の範囲でPiTaPaのご利用情報に基づいたポイントの進呈を行うこと、および会員の交通利用・ショッピング利用の内容・居住エリア・年齢層等の情報分析をして、趣味・嗜好に応じたホールディングスならびに京阪が特典・商品・サービスに関する各種営業案内を送付することに同意します。
- 7.会員は、ホールディングスが京阪カードから提供された個人情報を、保護措置を講じたうえで、個人情報の取り扱いに関する契約を締結した「京阪グループ各社」（京阪グループ各社とは、京阪ホールディングス株式会社、および京阪ホールディングス株式会社の法令に定める子会社・関係会社をいいます。）と共同利用し、京阪グループ各社が会員の交通利用・ショッピング利用の内容・居住エリア・年齢層等の情報分析をして、趣味・嗜好に応じた特典・商品・サービスに関する各種営業案内を送付すること、およびマーケティング活動・商品開発のために利用することに同意します。また、京阪グループ各社での利用に際し、会員に連絡する必要がある場合には京阪グループ各社から会員に連絡することに同意します。
- 8.前項の京阪グループにおいて共同利用する個人情報の管理について責任を有する者はホールディングスとします。詳細は下記ホームページよりご確認ください。
＜当該個人情報の管理について責任を有するもの＞
名称：京阪ホールディングス株式会社
住所：〒540-6591 大阪市中央区大手前1丁目7番31号
電話番号：06-6944-2525
ホームページアドレス <https://www.keihan-holdings.co.jp/>
- 9.会員は、これらの営業案内中止の申し出をすることができます。
- 10.営業案内中止の申し出は、京阪カードお客様相談窓口までお問合せいただくこととします。
＜京阪カードお客様相談窓口＞
〒540-6591 大阪市中央区大手前1丁目7番31号
電話番号：06-6944-2899
- 11.京阪カード、ホールディングスおよび京阪グループ各社は第5項第6項および第7項により提供された会員の情報を厳正に管理し、会員

情報保護に十分な注意を払うと共に、各々会員規約に定める目的以外に利用しないものとします。

- 12.京阪グループ各社の名称・事業内容はホールディングスのホームページ (<https://www.keihan-holdings.co.jp/>) をご覧ください。
- 13.会員は、ホールディングスの個人情報の取り扱いに関する重要事項、ポイント規約第7条および基本規約第3部に記載された個人情報の取り扱いについて同意します。
- 14.四社は、会員等の個人情報を厳正に管理し、その保護に十分な注意を払うとともに、本特約および各々の会員規約・規定・特約の定めにより、取り扱うものとします。
- 15.本カードの発行により四社が取得する会員等の個人情報の開示・訂正・削除請求等についてのお問い合わせ先は、本特約末尾に記載の三社とします。

第18条 (基本規約の読替)

- 1.基本規約の以下の条文のうち「スルッと」を「JCB」および「スルッと」へ読み替えるものとします。
第8条第1項、第11条第1項
- 2.基本規約の以下の条文のうち「両社」を「両社」および「JCB」へ読み替えるものとします。
第8条第2項

第19条 (本特約の不同意)

四社は、会員等が本カードの申込に際し、申込書に記載すべき必要な事項の記載を希望しない場合または本特約に定める個人情報の取り扱いについて承諾できない場合には、本カードの入会をお断りすることがあります。

第20条 (特約の改定)

四社は、民法の定めに基づき、会員と個別に合意することなく、将来本特約を改定することができます。この場合、四社は、当該改定の効力が生じる日を定めたくて本サイトに公表します。

第21条 (会員規約・規定・特約の適用)

本特約に定めのない事項については、基本規約、ジュニア・キッズ特約、ポイント規約、JCB会員規約を適用するものとします。なお、基本規約、ジュニア・キッズ特約およびポイント規約に本特約の条項と異なる定めがある場合、本特約が優先するものとします。

【個人情報に関する問い合わせ先】

京阪ホールディングス株式会社
〒540-6591 大阪市中央区大手前1丁目7番31号
電話番号：06-6944-2525
株式会社スルッとKANSAI
〒556-0017 大阪市浪速区湊町2丁目1番57号
電話番号：06-7730-9861
株式会社ジェーシービー お客様相談室
〒107-8686 東京都港区南青山5-1-22 青山ライズスクエア
電話番号：0120-668-500

【2024年12月】
(TK570600・20241201)

PiTaPa会員規約

第1部 カードの基本条項

第1条 (本会員)

- 1.本会員とは、本規約を承諾のうえ、株式会社スルッとKANSAI（以下「スルッと」という）にPiTaPaカード（以下「カード」という）の入会申込みをされ、スルッとと三井住友カード株式会社（以下「三井住友」といい、スルッとと三井住友をあわせて「両社」という）が入会を認めた個人の方をいいます。なお、両社が入会を認めた日をもって本規約による契約の成立日とします。
- 2.本会員は、スルッとが本会員用に発行したカードを利用したことにより生じる全ての責任を負うものとします。
- 3.本会員は、本規約の内容を遵守するものとします。本会員は、本規約の内容を遵守しなかったことによる両社の損害を賠償するものとします。

第2条 (家族会員)

- 1.家族会員とは、本会員がカード利用により生じる全ての責任を負うことを承諾した家族（これを本条第4項において、「家族会員の前提条件」という）で、カードの入会申込みをされ、両社が入会を認めた方をいいます。ただし、本会員が退会その他の理由で会員資格を喪失したときは、当該家族会員も会員資格を喪失するものとします。
- 2.家族会員は、家族会員用に発行したカード（以下「家族カード」という）の利用内容・利用状況等について、本会員に通知することを予め承諾するものとします。
- 3.本会員は、家族会員に対し本規約の内容を遵守させるものとします。本会員は、家族会員が本規約の内容を遵守しなかったことにより生じた損害（家族カードの管理に関して生じた損害を含む）について家族会員と連帯して賠償の責を負うものとします。
- 4.本会員は、家族会員が事由の如何を問わず本条第1項に規定する家族会員の前提条件を喪失した場合あるいは家族会員の前提条件がないことが判明した場合は、第15条の定めに基づいて家族会員によるカード利用の中止を申し出るものとし、スルッとはこの申出に基づいて当該カードの利用中止の手続きを行うものとします。本会員は、この手続完了以前に当該家族会員であった者のカード利用により生じる全ての責任が消滅したことを、スルッとに対して主張することはできません。

第3条 (カードの発行と種類等)

- 1.スルッととは、本会員および家族会員（以下本会員および家族会員を総称して「会員」という）に対し、次項に定める区分に応じ、氏名・会員番号・有効期限等を印字したカードをそれぞれ発行し、貸与します。なお、スルッとが適当と認めた場合には、会員番号・有効期限等の一部の印字を省略する場合があります。
- 2.スルッととは、家族会員に対し、次の区分に応じそれぞれ次に定める種類の家族カードを発行します。
(1)原則として満18歳以上の家族会員：一般家族カード（高校生を除く）
(2)原則として満12歳以上満18歳未満の家族会員（中学生または高校生の家族会員）：ジュニアカード
(3)原則として満6歳以上満12歳未満の家族会員（小学生の家族会員）：キッズカード
- 3.カードの所有権はスルッとに属します。カードは、カードに印字された会員本人以外の他人に貸与・譲渡・質入・寄託したり、担保提供に使用したりすることはできません。また、会員は、現金化を目的とした商品・サービスの購入や、現行紙幣・貨幣の購入などにカードのショッピング枠を使用してはならず、また違法な取引に使用してはなりません。
- 4.会員は、カードの使用・保管・管理を善良なる管理者の注意をもって行うものとします。また、会員は、カードの改変およびカードへのシール等の貼り付けを行ってはなりません。
- 5.カードの使用・保管・管理に際して、会員が前各項に違反し、その違反に起因してカードが不正に利用された場合、本会員は、そのすべての責を負うものとします。
- 6.会員は、カードの取引を行う目的を「生計費決済」と「事業費決済」から選択（複数選択可）するものとします。

第4条 (カードの有効期限)

1. カードの有効期限は、スルッとが指定するものとし、カードに記載した月の末日までとします。
2. 有効期限の2 ヶ月前までに退会の申出がなく、スルッとが引き続き会員として認める場合には、新カードと会員規約を送付します。この場合、有効期限が経過したカードに貯えられたバリュー（第23条第1項第2号で規定する。以下同じ）は、第36条第1項に準じて、返金されます。
3. カード利用（有効期限経過後の利用を含む）による支払いについては、有効期限経過後といえども本規約を適用するものとします。

第5条（カードの暗証番号）

スルッとは、カードの暗証番号を入会申込書からの登録または自動採番により登録します。

第6条（カードの維持管理料）

本会員は、会員が毎年入会月の翌月1日から翌年の入会月末日までの1年間（ただし入会初年度は入会日から翌年の入会月末日までの期間）に一度もカードの利用またはIC定期券の購入を行わなかった場合（第28条第1項第1号にて規定するチャージはカードの利用に含まない）、当該期間にかかる会員1名あたりの所定の維持管理料を年一回スルッとに支払うものとします。なお、支払われた維持管理料はスルッとに責に帰す事由を除き返還しません。

第7条（カードにかかる業務）

1. 会員は、三井住友が、カードにかかる次の業務を行うことに同意するものとします。なお、三井住友は、業務の一部または全部を第三者に委託できるものとします。
 - (1) 会員の資格審査および入会審査の承認に関わる業務
 - (2) 与信業務（審査業務および途上与信を含む）および債権管理業務（立替払い業務を含む）等のために行う、第41条で規定する信用情報機関への照会・登録に関わる業務
 - (3) カード利用枠の設定に関わる業務
 - (4) カード利用料金および手数料等の金額の通知および口座振替、代金の支払督促・回収およびカード回収に関わる業務
 - (5) その他前各号の業務に付随する業務
2. 両社は、前項の業務の範囲を追加、変更することがあります。
3. 会員は、スルッとが次の事業者に対してスルッとの業務（カード再発行、利用明細出力、利用状況確認、チャージ等）を委託することに同意するものとします。
 - (1) スルッととカード契約を有するスルッと KANSAI 協議会加盟の交通事業者（以下「加盟社局」という）
 - (2) スルッとと第23条第1項第1号に定めるポストペイによる決済契約を有する交通事業者（以下前号に定める「加盟社局」とあわせて「加盟社局等」という）
 - (3) スルッとと相互利用契約を有する交通事業者（以下「相互利用先」という）

第8条（紛失・盗難）

1. 会員は、カードが紛失・盗難にあった場合、速やかにその旨をスルッとに通知し、最寄の警察署に届け出るものとします。スルッとへの通知は、改めて文書で届け出ていただく場合があります。
2. カードの紛失・盗難・詐取・横領等（以下まとめて「紛失・盗難」という）により、カードまたは未使用のバリューが他人により不正利用等され損害が生じた場合でも、両社は一切の責任を負わないものとします。
3. スルッとは、カードが第三者によって拾得される等スルッとが認識した事由に起因して不正利用の可能性があると判断した場合、スルッととの任意の判断でカードを無効登録できるものとし、会員は予めこれを承諾します。

第9条（会員保障制度）

1. 前条第2項の規定にかかわらず、スルッとは会員が紛失・盗難により他人にカードを不正利用された場合、前条第1項のスルッとへの届出がなされた日以降は、これによって本会員が被るカードの不正利用による損害を補填します。
2. 次の場合は、スルッとは補填の責を負いません。
 - (1) 会員の故意もしくは重大な過失に起因する損害
 - (2) 損害の発生が保障期間外の場合
 - (3) 会員の家族・同居人等およびスルッとから送付したカードの受領の代理人による不正利用に起因する場合
 - (4) 会員が本条第3項の義務を怠った場合
 - (5) 紛失・盗難または被害状況の届出が虚偽であった場合
 - (6) 暗証番号の入力を伴う取引についての損害
 - (7) 戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害
 - (8) その他本規約に違反したことに起因する損害
3. 本会員は、損害の補填を請求する場合、損害の発生を知った日から30日以内にスルッとが損害の補填に必要と認める書類をスルッとに提出するとともに、会員は被害状況等の調査に協力するものとします。

第10条（カードの再製・再発行）

スルッとは、カードの紛失・盗難・毀損・滅失等の場合には、会員がスルッと所定の手続きを行い、スルッとが適当と認めた場合に限り、カードを再製・再発行します。この場合本会員は、スルッと所定のカード再製・再発行手数料を支払うものとします。

第11条（届出事項の変更）

1. 氏名・住所・決済口座・職業・勤務先等スルッとへ届け出た事項に変更が生じた場合、会員は遅滞なく所定の用紙の提出または電話による連絡等、所定の方法により変更事項を届け出るものとします。
2. 前項の届出がないために、両社からの通知または送付書類その他の物が延着または不着となった場合には、通常到着すべきときに会員に到着したものみなします。ただし、届出を行わなかったことについてやむを得ない事情があるときは除きます。
3. 会員が、本会員としてスルッとから複数のカード（スルッとが他社と提携して発行するカードを含む）を貸与されている場合、会員がいずれかのカードに関して届け出た変更事項は他のカードについても届け出たものとします。
4. 会員は、カード発行後も、両社が本人確認および取引に関連する事項の確認を求めた場合、これに従うものとします。

第12条（付帯サービス）

1. 会員は、カードに付帯して提供するサービスおよび特典（以下「付帯サービス」という）を利用することができます。会員が利用できる付帯サービスおよびその内容については別途スルッと所定の方法（ホームページ等）により公表します。
2. 会員は、付帯サービスの利用等に関する規約等がある場合にはそれに従うものとし、付帯サービスの利用ができない場合があることを予め承諾するものとします。
3. 会員は、スルッとが必要と認めた場合には、スルッとが付帯サービスおよびその内容を変更することを予め承諾します。

第13条（会員資格の取消）

1. 両社は、会員が次のいずれかに該当した場合、その他両社において会員として不適格と認めた場合は、通知・催告等をせずに会員資格を取り消すことができるものとします。
 - (1) カードの申込みに際し氏名、住所、勤務先、家族構成等、会員の特定・信用状況の判断にかかる事実について虚偽の申告をした場合
 - (2) カード利用料金等、スルッとまたは三井住友に対する債務の履行を怠った場合
 - (3) 本規約に基づく債務につき期限の利益を喪失した場合
 - (4) 現金化を目的とした商品購入の疑い等、会員のカードの利用状況が不適当、もしくは不審があると両社が判断した場合

- (5) 会員が死亡した場合または会員の親族等から会員が死亡した旨の連絡があった場合
 - (6) 会員が、本会員としてスルッとから複数のカード（スルッとが他社と提携して発行するカードを含む）を貸与されている場合、複数のカードの一部または全部において、前各号に定める場合のいずれかと同様の事由に該当したとき
 - (7) 本規約のいずれかに違反した場合
 - (8) 会員が、自らまたは第三者を利用して、両社のいずれかに対して暴力的な行為、脅迫的な言動、またはその業務を妨害する等の反社会的な行為があった場合
 - (9) 本会員が第46条の表明・確約に違反した場合
 - (10) 会員が、第46条第2項に規定する暴力団等もしくは同項各号のいずれかに該当し、または同条第3項各号に該当する行為をした場合
 - (11) 届出の住所宛に送付したカードが不着となり、一定期間経過後も本会員へのカード到着が不可能な状態であると両社が判断した場合
2. 本会員の信用状態が悪化したと認められるときも前項に準ずるものとします。
3. 本会員は、会員資格を取り消されたときは、スルッとからの求めに応じて、速やかにカードをスルッとに返還するものとします。また、会員資格を取り消された場合、会員は会員資格に基づく権利を喪失するものとします。
4. 両社は、会員資格の取消を行なった場合、カードの無効通知ならびに無効登録を行い、加盟社局等、スルッとと加盟店契約を有する個人または法人（以下「一般加盟店」という）および相互利用先を通じてカードの返還を求めることができるものとします。

第14条（期限の利益の喪失）

1. 本会員は、次のいずれかの事由に該当した場合、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を喪失し、直ちに債務の全額を支払うものとします。
- (1) 仮差押、差押、競売の申請、破産もしくは再生手続開始の申立等の法的な債務整理手続の申立があったとき
 - (2) 租税公課を滞納して督促を受けたとき、または保全差押があったとき
 - (3) 自ら振り出した手形、小切手が不渡りになったとき、または一般の支払いを停止したとき
2. 本会員は、スルッとまたは三井住友に支払うべき債務の履行を遅滞した場合および第13条の規定により会員資格を取り消された場合、当然に期限の利益を喪失し、直ちに当該債務の全額を支払うものとします。
3. 本会員は、次のいずれかの事由に該当した場合、スルッとまたは三井住友の請求により、本規約に基づく一切の債務について期限の利益を喪失し、直ちに債務の全額を支払うものとします。
- (1) スルッとまたは三井住友が所有権留保した商品の質入れ、譲渡、質貸、その他の処分を行ったとき
 - (2) 本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき
 - (3) 本会員の信用状態が悪化したとき
4. 本会員は、前3項の債務を支払う場合には、三井住友が適当もしくは必要と認めた場合は、第36条第1項のただし書の定めにより支払うものとします。

第15条（退会）

1. 本会員は、退会する場合、第47条第1項記載の窓口に連絡のうえ、スルッとと所定の方法によりスルッとに届け出るものとし、手続きの完了を認められたときをもって退会とします。この場合、債務全額を一括して弁済していただくこともあります。
2. 第3条第2項第1号に規定する一般家族カードを保有する家族会員のみが退会する場合は、本会員または当該家族会員が第47条第1項記載の窓口に連絡のうえ、スルッとと所定の方法によりスルッとに届け出るものとします。
3. 第3条第2項第2号に規定するジュニアカード、同第3号に規定するキッズカードを保有する家族会員のみが退会する場合は、本会員が第47条第1項記載の窓口に連絡のうえ、スルッとと所定の方法によりスルッとに届け出るものとします。
4. 会員が退会する場合は、第36条第3項に定めるバリュー払戻手数料を支払うものとします。

第16条（費用の負担）

本規約に基づく費用・各種手数料等に課される消費税その他の租税公課、印紙代、公正証書作成費用等弁済契約締結に要した費用、支払督促申立費用、送達費用等法的措置に要した費用は、退会後といえどもすべて本会員の負担とします。

第17条（支払金等の充当順序）

本会員の弁済した金額が、本規約およびその他の契約に基づき三井住友に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、三井住友が適当と認める順序、方法によりいずれの債務にも充当することができるものとします。

第18条（遅延損害金）

1. 本会員が、三井住友に対する債務を約定支払日に支払わなかった場合には、別に定める本規約附則第3条に規定する遅延損害金を三井住友に支払うものとします。
2. 前項にかかわらず、本会員が、スルッとが直接にご利用分を請求するカード（以下「附則対象カード」という）以外のカードを貸与されており、スルッとと提携してカードを発行する会社（以下「提携先」という）および提携先と契約するクレジット会社（以下「提携先クレジット会社」という）に対する債務を約定支払日に支払わなかった場合には、提携先および提携先クレジット会社の規定に則り、遅延損害金を支払うものとします。

第19条（各種手数料・利率の変更）

本規約に定める所定の各種手数料・利率は、次条の規定を準用することにより、変更することができるものとします。

第20条（規約の変更、承諾）

1. 本規約については、法令の定めにより変更することができる場合には、当該法令に定める手続きによる変更ができるものとします。
2. 前項に定めるほか、スルッとから本規約の変更内容を通知または公表した後、または新会員規約を送付した後に、カードを利用したときは、会員は変更内容または新会員規約を承諾したものとみなします。
3. 前2項の規定は、本規約に関連するすべての附則、特約等の変更について準用するものとします。

第21条（準拠法）

会員と両社との諸契約に関する準拠法は、すべて日本法とします。

第22条（合意管轄裁判所）

会員とスルッとまたは三井住友との間で訴訟の必要が生じた場合、訴額の如何にかかわらず、会員の住所地、商品等の購入地または、訴訟の相手方となる会社の本社・支店・営業所所在地を管轄する簡易裁判所・地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

第2部 カード利用条項

第23条（カードの機能）

1. カードには、以下の機能の全部または一部があります。
- (1) 1ヵ月の利用（オートチャージによる自動積増機能（第28条第1項(2)に規定する。以下同じ）の利用を含む）状況を月毎に集計し、後日、会員の指定口座から口座振替等の方法によりお支払いできる機能（以下「ポストペイ」という）
 - (2) 予めカード内に貯えられた電子的金額（以下「バリュー」という）の範囲内で利用できる機能（以下「プリペイド」という）
2. 前項に定める1ヵ月の起算、終了時刻および1日の起算、終了時刻については原則、以下のとおりとします。
- (1) 1ヵ月の売上集計対象期間は、当月1日の午前3時00分以降（午前3時00分を含む）から翌月1日の午前3時00分（午前3時00分を含まず）
 - (2) 1日の売上集計対象期間は、当日の午前3時00分以降（午前3時00分を含む）から翌日の午前3時00分（午前3時00分を含まず）
- また、(1)に関して、三井住友の月次売上集計処理までに、加盟社局等ならびに一般加盟店より三井住友が受信した利用を月次売上集計

の対象取引とします。なお、通信障害等やむを得ない事情により、月次売上集計処理までに受信できなかった場合は、当該利用を利用月の翌月以降の売上集計の対象取引として取り扱います。

第24条（カードの利用）

- カードは、以下の利用ができるものとします。
 - (1) 加盟社局等における乗車券等の交通乗車証票としての利用
 - (2) 相互利用先における乗車券等の交通乗車証票としての利用
 - (3) 一般加盟店における商品または権利の購入、あるいは役務の提供等の決済手段としての利用
 - (4) 加盟社局における定期乗車券サービスを搭載したIC定期券としての利用
- 加盟社局等および相互利用先については別途スルッとが、公表するものとします。
- 加盟社局等および相互利用先は、利用路線および区間（以下「利用エリア」という）を定めるものとし、会員はその利用エリアを越えての利用はできないものとします。なお、利用エリア内の路線や区間であっても、ご利用いただけない場合（IC定期券と磁気定期券の併用不可等）があります。
- 第1項第1号、第2号および第4号の場合、会員は、加盟社局等または相互利用先が定める旅客営業規則、運送約款、IC証票に関する個人情報取扱規程、カードに関する取扱規則等（以下「運送約款等」という）を遵守するものとします。なお、加盟社局等の運送約款等は、当該加盟社局等が指定する駅窓口等で閲覧できるものとします。

第25条（ポストペイ機能による交通利用）

- 会員は、ポストペイによる交通乗車証票としての利用が可能な加盟社局等において、自動改札機、車載機（以下「交通機器」という）で所定の手続きを行うことにより、当該加盟社局等の旅客運賃について、ポストペイにより支払うことができます。また、オートチャージされた金額は全てポストペイによる支払いとなります。
- 会員は、定期乗車券サービスを搭載したIC定期券としての利用が可能な加盟社局において、当該社局のIC定期券を購入し、カードにIC定期券を搭載させた場合、交通機器で所定の手続きを行うことにより、当該社局の定期乗車券による運送等のサービスを受けることができます。

第26条（プリペイドによる交通利用）

会員は、プリペイドによる交通乗車証票としての利用が可能な加盟社局・相互利用先の交通機器を用いて、バリューの範囲内でカードによる処理を行うことにより、運送等のサービスを受けることができます。

第27条（運賃割引サービス）

- 会員は、運賃割引サービスを実施している加盟社局等の旅客運賃等をポストペイ機能により支払う場合には、加盟社局等の定める運送約款等に基づき運賃割引サービスの適用を受けることができます。なお、運賃割引サービスの内容は、加盟社局等により異なります。
- 会員は、加盟社局等の列車運行不能（振替輸送・代行輸送等の手段を講じた場合も含む）等ならびに両社および加盟社局等における機器の異常等により、会員が当該運賃割引サービスの適用を受けることができなくなることにについて、両社および加盟社局等は一切責任を負わないことを予め承諾するものとします。

第28条（チャージの方法）

- 会員は、次の方法によりカード内のバリューを積み増す（以下「チャージ」という）ことができます。
 - (1) 会員が、現金積増機能を有する機器等で所定の手続きを行い現金を支払うことによりチャージする方法（現金チャージ）
 - (2) 会員が、スルッと所定の申込みに基づき、自動積増機能を有する交通機器を利用する際に、バリュー残額が一定金額以下であった場合において、自動的に別途定める金額をチャージし、チャージした全額をポストペイにより決済する方法（オートチャージ）
- 会員がスルッとからカードの貸与を受けた当初のバリューは0円とします。
- カードにチャージできるバリューの上限は、2万円とします。なお、第36条の場合を除き、バリュー残額のみを払い戻すことはできないものとします。
- 現金積増機能および自動積増機能を利用できる加盟社局および相互利用先は、スルッとが別途定めるものとします。

第29条（無効および回収）

カードを交通乗車証票およびIC定期券として利用する場合において、会員が運送約款等に違反したときは、加盟社局等および相互利用先は会員が利用したまたは利用しようとしたカードを無効として回収することができるものとします。この場合、会員は異議なくこれに応じるものとします。

第30条（ポストペイ機能によるショッピング利用）

- 会員は、一般加盟店において所定の手続きを行うことにより、カードを決済手段として、商品または権利の購入、あるいは役務の提供等を受けることができます（以下「ショッピング利用」という）。両社は、ショッピング利用にかかる1日あたりのポストペイ利用枠を設定することができるものとします。
- 会員のカード利用に際して、利用金額、購入する商品または権利、あるいは提供を受ける役務によっては両社の承認が必要となります。この場合、会員は、一般加盟店が両社に対してカード利用に関する照会を行うことを予め承諾するものとします。その際、両社が会員本人のご利用であることを確認させていただくことがあります。
- 両社は、会員のカード利用が適当でないと判断した場合、または約定支払額が約定支払日に支払われなかった場合には、カード利用をお断りすることがあります。また、回数券・貴金属・金券類等の一部の商品については、カード利用を制限させていただくことがあります。

第31条（ポストペイの利用枠）

- カードのポストペイ利用枠（交通利用枠、ショッピング利用枠、IC定期券購入枠）は、両社が定めた金額とし本会員に通知します。
- 本条に定めるポストペイ利用枠は、本会員の信用状態が悪化したと認められる場合、および両社が必要と認めた場合には、特段の通知を要せず減額できるものとします。
- 本条に定めるポストペイ利用枠は、両社が適当と認めた場合には、増額することができるものとします。
- 第2条で規定する家族会員がある場合は、家族会員にかかるポストペイ利用枠についても、これを本会員ポストペイ利用枠に含み、本条を適用します。

第31条の2（ポストペイの利用額）

カードのポストペイ利用額はポストペイ利用枠の範囲内とし、毎月1日から毎月末日までの会員の交通利用、ショッピング利用、およびIC定期券購入等の代金をカードのポストペイ利用額の未決済残高として管理されるものとし、本会員はその支払いの責を負うものとします。

第32条（立替払いの承諾等）

- 本会員は、次の債権について、本会員に代わってスルッとが加盟社局等、一般加盟店へ立替払いを行い、当該立替払いによりスルッとが取得する本会員への債権について、三井住友がスルッとへ立替払いを行うことを、承諾するものとします。
 - (1) 会員が、加盟社局等において交通利用をポストペイ利用により受けた際、または加盟社局からIC定期券をポストペイにより購入した際に取得する、加盟社局等の本会員に対する売掛金債権等
 - (2) 会員が、一般加盟店において商品または権利の購入または役務の提供等をポストペイ利用により受けた際に取得する、一般加盟店の本会員に対する売掛金債権等
- 本会員は、次の各号の債権について、会員に代わって三井住友がスルッとへ立替払いすることを承諾するものとします。
 - (1) 第6条に規定する維持管理料

- (2)第10条に規定するカード再製・再発行手数料
 - (3)第25条に規定するオートチャージ額
 - (4)第36条第3項に規定するバリュー払戻手数料
 - (5)第37条に規定するご利用代金通知書送料
 - (6)その他本規約に基づきスルツとが別途定める手数料
- 3.前2項の立替払いに基づき、本会員は、三井住友に対し、前2項に掲げる債権相当額の支払債務を負担するものとします。
 - 4.商品の所有権は、本会員に代わってスルツとが一般加盟店へ立替払いすることによりスルツとに移転し、三井住友がスルツとに立替払いすることにより三井住友に移転すること、および前項の債務の完済まで三井住友に留保されることを、会員は予め異議なく承諾するものとします。
 - 5.カードの利用による取引上の紛議は、会員と、加盟社局等、一般加盟店および相互利用先において解決するものとします。また、カードの利用により加盟社局等、一般加盟店および相互利用先と取引した後に加盟社局等、一般加盟店および相互利用先との合意によってこれを解除、取消等する場合は、その代金の精算についてはスルツと所定の方法によるものとします。
 - 6.会員は、カード利用にかかる債権の特定と内容確認のため、交通利用、商品または権利の購入、あるいは役務の提供等の内容およびそれに関する情報が、加盟社局等、一般加盟店および相互利用先から両社に取得されることを承諾するものとします。

第33条 (カード利用の制限等)

- 1.スルツとは、会員のカードの利用状況または利用代金の支払状況等によっては、ポストペイによる交通乗車証票としての機能、ショッピング利用およびIC定期券の全部またはいずれかの利用を一時的に制限あるいはカードの利用停止、もしくは加盟社局等、一般加盟店および相互利用先を通じてカードの回収を行うことができます。
- 2.前項に基づき、加盟社局等、一般加盟店および相互利用先からカード回収の要請があるときは、会員は異議なくこれに応じるものとします。
- 3.「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、スルツとが必要と認めた場合には、会員はスルツとが指定する書面の提出および申告に応じるものとし、また同法に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国または地域においてはカードの利用を制限することができるものとします。

第34条 (カード取扱いの一時停止等)

スルツとは、以下のいずれかに該当する場合には、カードの取扱いを一時停止または中止することができます。この場合、両社は、カードの取扱いを一時停止または中止することにより、会員に対する損害賠償義務等の責任を負わないものとします。

(1)天災、停電、通信事業者の通信設備異常、コンピュータシステム異常、戦争等の不可抗力によりカードの取扱いが困難であるとスルツとが判断した場合

(2)コンピュータシステムの保守等やむを得ない事情によりスルツとがカードの取扱いの一時停止または中止が必要と判断した場合

第35条 (カード利用代金の支払方法)

カード利用代金の支払方法は1回払いのみとします。

第36条 (バリュー残額の返金と未払い債権への補填)

- 1.第10条によりカードを再製・再発行した場合または第4条によりカードを更新した場合、スルツとはカードのバリュー残額を第37条に規定する決済口座へ返金するものとします。ただし、該当返金月以降に別途スルツとまたは三井住友より請求すべき金額がある場合にはその請求金額と相殺します。また、かかる請求金額が返金額に満たない場合は、その差額を返金するものとします。なお、スルツとが適当と認めた場合を除き、カードの現物がないと返金に応じることができません。
- 2.会員が期限の利益を喪失した場合、両社は会員の承諾なしに、カードのバリュー残額を立替払い金相当額および未決済ご利用額等に充当することができるものとします。バリュー残額がかかる相当額および利用額等の合計金額を上回る場合は、差額を返金するものとします。
- 3.会員が退会した場合等スルツとが適当または必要と認めた場合には、スルツとは会員に対して所定のバリュー払戻手数料を別途ご請求します。なお、バリュー払戻手数料はカードのバリュー残額と相殺できるものとします。バリュー残額がバリュー払戻手数料を上回る場合は、差額を返金するものとします。

第37条 (代金決済口座および決済日)

- 1.本会員が三井住友に支払うべきカード利用代金、各種手数料、維持管理料等本規約に基づく一切の債務は、本会員が支払いのために指定した預金口座（本会員名義に限る）からの口座振替、または通常貯金（本会員名義に限る。以下預金口座および通常貯金を総称して「決済口座」という）からの自動払込みにより支払うものとします。
- 2.三井住友に支払うべき債務の支払いは毎月末日に締め切り、翌々月10日に支払うものとします。なお、支払期日の当日が金融機関休業日の場合は翌営業日となります。また、三井住友が特に必要と認めた場合または事務上の都合により、上記以外の方法または上記以外の日に三井住友へお支払いいただく場合があります。
- 3.両社は本会員の毎月の支払いにかかるご利用代金に関する通知を支払期日までに本会員の届出住所宛に送付します。この場合、本会員は、スルツとが定めるご利用代金通知書送料を支払うものとします。本会員は、利用金額または利用内容に異議がある場合には、通知書受領後10日以内にスルツとに対し異議を申し出るものとします。
- 4.本会員が申出を行いスルツとが適当と認めた場合には、前項の通知を中止し、ウェブによりお支払金額等を確認することができます。この場合、両社は、本会員が届け出た電子メールアドレス宛に、お支払金額が確認可能となった旨の電子メールを配信します。本会員は、当該電子メールを受領後直ちに、当該電子メールにおいて指定されたウェブにアクセスし所定の手続きを行いお支払金額等を確認するものとします。本会員は、利用金額または利用内容に異議がある場合には、電子メール受領後10日以内にスルツとに対し異議を申し出るものとします。

第38条 (決済口座の残高不足等による再振替等)

決済口座の残高不足等により、約定支払日に三井住友に支払うべき債務の口座振替または自動払込みができない場合には、三井住友は約定支払日以降の任意の日において、その一部または全部につき再度口座振替または自動払込みの手続きを行うことができるものとします。ただし、三井住友から別途指示があったときは、本会員はその指定する日時、場所、方法で支払うものとします。

第3部 個人情報に関する条項

第39条 (個人情報の取得・保有・利用および提供等)

- 1.会員または会員の予定者（以下総称して「会員等」という）は、本規約（本申込みを含む。以下同じ）を含む両社との取引の与信判断および与信後の管理ならびに付帯サービスの提供のため、以下(1)から(6)の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を両社が保護措置を講じた上で取得（映像、その他の電磁的記録として取得・保存することを含む）・利用することに同意します。なお、第7条に定める三井住友が行う与信後の管理には、カードの利用確認、本会員へのカード利用代金のお支払い等のご案内（支払遅延時の請求を含みます）をすること（以下(2)の契約情報を含む家族カードに関するお支払い等のご案内は、本会員にご案内します）、および、法令に基づき市区町村の要求に従って会員の個人情報（入会申込書の写し・残高通知書等）を市区町村に提出し住民票・住民除票の写し・戸籍謄抄本・除籍謄本等（これらの電子化されたものにかかる記載事項の証明書を含みます）の交付を受けて連絡先の確認や債権回収のために利用すること、を含むものとします。また、会員等は、会員等が本会員としてスルツとから複数のカード（スルツとが他社と提携して発行するカードを含む）を貸与されている場合、本条の同意の対象となる個人情報は、複数のカードの一部または全部に関して本条と同様の規定に基づき同意の対象となっている個人情報を含むことに、同意したものとします。
- (1)申込み時もしくは入会後に会員等が申込書等に記入または入力し、もしくは会員等が提出する書類等に記載されている氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号（携帯電話番号を含む）、メールアドレス、職業、勤務先、取引を行う目的、資産、負債、収入等の情報（以下

- 総称して「氏名等」という)、本規約に基づき届け出られた情報、届出電話番号(携帯電話番号を含む)の現在および過去の有効性(通話可能か否か)に関する情報および電話等でのお問い合わせ等により両社が知り得た氏名等の情報(以下総称して「属性情報」という)
- (2)会員の交通利用、ショッピング利用の内容およびそれに関する情報、ご利用に関する申込日、契約日、ご利用店名、商品名、契約額、支払回数等のご利用状況および契約内容に関する情報(以下「契約情報」という)
- (3)会員のご利用残高、お支払い状況等本規約により発生した客観的取引事実に基づく信用情報
- (4)お電話等でのお問い合わせ等により両社が知り得た情報(通話内容を含む)
- (5)両社または決済口座のある金融機関等での本人確認状況および取引に関連する事項の確認状況
- (6)官報や電話帳等の公開情報
- 2.会員は、スルッとが次の目的のために前項の個人情報を利用することに同意します。
- (1)PiTaPaならびにスルッと関連事業における新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス
- (2)PiTaPaならびにスルッと関連事業における市場調査、商品開発
- (3)PiTaPaならびにスルッと関連事業における宣伝物・印刷物の送付等の営業活動
- (4)加盟社局等または一般加盟店の商品・サービスに関する宣伝物・印刷物の送付
- 3.加盟社局等の提供する登録型割引サービスを申し込んだ会員は、加盟社局等が交通事業を円滑に行うために必要な範囲で、第1項の個人情報を利用することに同意したものとします。
- 4.会員は、スルッとが個人情報の保護措置を講じた加盟社局等に対して加盟社局等における経営分析、市場調査、商品開発の目的のために当該加盟社局等でカードを利用された会員の属性情報のうち郵便番号、性別、年齢を提供することに同意したものとします。
- 5.会員は、スルッとが、加盟社局等、相互利用先および加盟店に対してカードの利用制限に関する情報を提供すること、ならびに、第7条第3項に基づき加盟社局等および相互利用先に委託した業務(カード再発行、利用明細出力、利用状況確認、チャージ等)に必要な第1項の個人情報を加盟社局等および相互利用先に対して提供することに同意したものとします。また、加盟社局等および相互利用先の運賃に関する業務に必要な第1項の個人情報を加盟社局等および相互利用先に対して提供することに同意したものとします。
- 6.カードの紛失・盗難、転居の未届出および会員の故意・過失によりPiTaPa会員番号等のカード券面記載事項を会員本人以外に知られた事等に起因して、カード、送達物および駅券売機ならびにPiTaPa倶楽部(インターネットのスルッとホームページ(<https://www.pitapa.com/>)から入会できるサイト)等から個人情報等が漏れいたした場合、会員は、そのすべての責を負うものとします。
7. 会員等は、両社が各種法令の規定により提出を求められた場合およびそれに準ずる公共の利益のために必要がある場合、公的機関等に会員等の個人情報を提供することに同意します。
- ※なお、第2項のPiTaPaならびにスルッと関連事業の具体的な事業内容については、スルッと所定の方法(インターネットのスルッとホームページ(<https://www.pitapa.com/>)への常時掲載)によってお知らせします。

第40条(利用の中止の申出)

会員は、第39条第2項の同意の範囲内でスルッとが当該情報を利用している場合であっても、スルッとに対しその中止を申し出ることができます。ただし、カードまたはご利用代金通知書に同封されるご案内等の送付を除きます。お申出は、第47条第1項記載の窓口にご連絡ください。

第41条(個人信用情報機関への登録・利用)

- 1.本会員および本会員の予定者(以下総称して「本会員等」という)は、附則対象カードについてスルッとが本規約にかかる取引上の判断にあたり個人信用情報機関に照会、登録、利用等行う場合には、別に定める本規約附則第7条の規定のとおりといたします。
- 2.前項にかかわらず、本会員等が、附則対象カード以外のカードの貸与を希望して入会する場合、および貸与され利用等する場合においては、提携先クレジット会社が、本規約にかかる取引上の判断にあたり個人信用情報機関に照会、登録、利用等行う際には、提携先および提携先クレジット会社の規定に従うものとします。

第42条(会員契約が不成立の場合)

会員契約が不成立の場合であっても、会員等が入会申込みをした事実、当該契約の不成立の理由の如何を問わず第39条第1項、および第41条第1項に該当する場合は本規約附則第7条、第41条第2項に該当する場合は提携先および提携先クレジット会社の規定にそれぞれに基づき一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。なお、本申込により会員等から収集した第39条第1項(1)、(4)および(5)の情報については、当社の規定に基づき一定期間保管するものとします。

第43条(退会後または会員資格取消後の場合)

- 1.両社は、会員等が退会を申し出、または会員資格を取り消された後においても、第39条第1項に定める目的および第45条に定める開示請求等に必要な範囲で、法令等またはスルッとが定める所定の期間、当該会員等であった者の個人情報を取得・保有・利用および提供します。
- 2.会員等であった者は、退会または会員資格取消後においても第45条の適用を受けることができるものとします。

第44条(規約等に不同意の場合)

両社は、会員等が入会申込みに必要な記載事項の記載を希望しない場合および本会員規約の内容の全部または一部を承認できない場合、入会をお断りする場合があります。ただし、第39条第2項に同意しない場合でも、これを理由に両社が入会をお断りすることはありません。

第45条(個人情報の開示・訂正・削除)

- 1.会員等は、両社に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、会員等自身の個人情報を開示するよう請求することができます。
- (1)スルッとに開示を求める場合には、第47条第2項記載の窓口にご相談ください。開示請求手続(受付窓口、受付方法、必要書類等)の詳細をお答えします。また、開示請求手続は、スルッと所定の方法(インターネットのスルッとホームページ(<https://www.pitapa.com/>)への常時掲載)でもお知らせしております。
- (2)開示請求により、万一登録内容が不正確または誤りであることが明らかになった場合、会員等は、当該情報の訂正または削除の請求ができます。
- 2.本会員等は個人信用情報機関に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、本会員等自身の個人情報を開示するよう請求することができます。
- (1)個人信用情報機関に開示を求める場合には、第41条第1項に該当する場合は本規約附則第7条記載の連絡先へ、第41条第2項に該当する場合は提携先および提携先クレジット会社規定による連絡先へ連絡してください。
- (2)開示請求により、万一登録内容が不正確または誤りであることが明らかになった場合、本会員等は、当該情報の訂正または削除の請求ができます。

第46条(反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意)

- 1.本会員は、会員が次項に規定する暴力団員等もしくは次項各号のいずれかに該当し、第3項各号のいずれかに該当する行為をし、または次項に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、このカード取引が停止・解約されても異議を申し立てないこととします。あわせて、本会員は上記行為が判明しあるいは虚偽の申告が判明し、会員資格が取り消された場合には、当然にスルッとまたは三井住友に対する一切の債務の期限の利益を喪失し、直ちに債務を弁済するものとします。また、これにより損害が生じた場合でも、スルッとまたは三井住友に何らの請求は行わず、一切本会員の責任といたします。
- 2.本会員は、会員がスルッとまたは三井住友との取引に際し、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これら

を「暴力団員等」という)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

(1)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

(2)暴力団員等に対して資金を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

3.本会員は、会員が自らまたは第三者を利用して、次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約いたします。

(1)暴力的な要求行為 (2)法的な責任を超えた不当な要求行為 (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 (4)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いてスルツまたは三井住友の信用を毀損し、またはその業務を妨害する行為 (5)その他前記(1)から(4)に準ずる行為

第47条(お問い合わせ)

1.PiTaPaのサービス全般に関するお問い合わせ、ご利用明細に関するお問い合わせおよび第40条に定める利用の中止のお申出は、以下のPiTaPaコールセンターまでお願いいたします。

＜PiTaPaコールセンター（三井住友内）＞

〒541-8537 大阪市中央区今橋4-5-15

電話番号 ナビダイヤル：0570-014-111

※この電話は大阪へ着信し、通話料はお客様負担となります。

※大阪06-6445-3714でも承ります。

2.個人情報の開示・訂正・削除等の会員等の個人情報に関するお問い合わせ・ご相談は以下のPiTaPaお客様相談室までお願いいたします。

＜PiTaPaお客様相談室＞

〒556-0017 大阪市浪速区湊町2-1-57 難波サンケイビル11階

電話番号：06-7730-9861

ジュニアカード・キッズカードに関する特約

第1条(利用範囲)

ジュニアカードおよびキッズカードは、原則として、スルツとが適当と認める範囲内での交通利用のみ可能とします。ただし、両社が適当と認めた場合には、一般加盟店でも利用できることとします。

第2条(本会員および法定代理人の同意)

ジュニアカードまたはキッズカードを発行された家族会員は、本会員および法定代理人の同意を得た上で、ジュニアカードまたはキッズカードを利用するものとします。

第3条(利用通知)

- 本特約第1条に基づき一般加盟店での利用を両社が認めたジュニアカードまたはキッズカードを発行された家族会員がショッピング利用をした場合、スルツとは、一般加盟店から受領した当該家族会員の利用情報を、本会員が登録したメールアドレスに対し通知するものとします。
- 前項のスルツとの通知義務は、本会員が登録したメールアドレスに宛ててスルツとが通知メールを発信した時点で完全に果たされるものとし、当該本会員が登録したメールアドレスに誤りがある、当該本会員のメールアドレスの変更届出がなされていない、当該本会員のメールの受信環境の設定等、スルツとの責に帰さない事由により通知が当該本会員に到達しなかったとしても、スルツとは何らの責任も負わないものとします。
- 前2項にかかわらず、天災転変、システム障害など予期せぬ事由によりスルツとによる通知が困難である場合、スルツとは通知責任を負わないものとします。

第4条(有効期限等)

- キッズカードの有効期限は、原則として家族会員が満12歳になる年度（4月1日から翌年の3月末日まで）の3月末日までとし、有効期限到来時には両社が審査のうえ、ジュニアカードを発行します。
- ジュニアカードの有効期限は、原則として家族会員が満18歳になる年度（4月1日から翌年の3月末日まで）の3月末日までとし、有効期限到来時には両社が審査のうえ、一般家族カードを発行するものとします。

第5条(その他)

本特約に定めなき事項については、PiTaPa会員規約を適用します。

以上

【2024年2月改定】

PiTaPa会員規約附則

第1条(適用)

本附則は、株式会社スルツとKANSAI（以下「スルツと」という）が貸与するPiTaPaカード（以下「カード」という）のポストペイ利用額請求について、スルツとが直接にご利用分を請求するカードを貸与されている会員（以下「附則会員」という）に対して適用します。なお、クレジットカードのご利用分とカードのご利用分をまとめて請求するタイプのカードおよび保証金預託制PiTaPaを貸与されている会員に対しては本附則を適用しません。

第2条(複数カード保有の制限)

- 附則会員は、原則として、2枚以上のカード（別のクレジットカードとの一括請求タイプのカードを除く）を保有することはできません。
- 附則会員が、スルツとが発行するカードを2枚以上保有する場合もしくはこれと共にスルツとが発行の提携カード（別のクレジットカードとの一括請求タイプのカードを除く）を保有する場合等、附則会員として複数のカードを貸与されているときは、本附則第2条の2に規定する利用額の合計はそのすべてのカードの利用額を通算した額とします。
- 附則会員が本附則第2条の2に定める極度額を超えてカードを利用した場合も、附則会員は当然にその支払いの責を負うものとします。

第2条の2(ポストペイ利用の制限)

附則会員および家族会員の交通利用、ショッピング利用において、利用月から支払月までの間の各月1日乃至10日の利用額の合計が30万円（IC定期券購入時は60万円、この際もIC定期券購入以外の利用額の合計の上限は30万円のまま。当該上限の金額を「極度額」という）を超える場合は、本規約第31条に定めるポストペイ利用枠の範囲内であっても、三井住友カード株式会社（以下「三井住友」という）に支払うべき債務の本会員による支払いが確認されるまでの間、カードのポストペイ利用を制限するものとします。

第3条(遅延損害金)

本規約第18条にかかわらず、附則会員が三井住友に対する債務を約定支払日に支払わなかったときは支払元金に対してその翌日から支払日に至るまで、また期限の利益を喪失したときは残債務元金に対して期限の利益の喪失日の翌日から完済の日まで、商事法定利率（2020年4月1日以降に支払いを遅延した場合には民法に定める法定利率）を乗じた額の遅延損害金を三井住友に支払うものとします。

第4条(期限の利益の喪失)

附則会員は、債務の履行を遅滞した場合、20日以上相当な期間を定めて書面で支払いの催告をされたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったときは、当然に期限の利益を喪失し、債務の全額を支払うものとします。

第5条(支払停止の抗弁)

1. 附則会員は、ポストペイにより利用したサービス（交通利用、ショッピング利用、IC定期券購入）について次の各号のいずれかの事由が存するときは、当該事由が解消されるまでの間、三井住友に対し当該事由にかかるポストペイサービス等について支払いを停止することができます。
- (1) サービス、ショッピング利用時の商品等の提供、引渡しがなされないこと
- (2) サービス、ショッピング利用時の商品等に破損、汚損、故障、その他の種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合があること
- (3) その他サービス、ショッピング利用時の商品等の提供、販売について、加盟社局等および一般加盟店に対して生じている正当な抗弁事由があること
2. 三井住友は、附則会員が前項の支払停止を行う旨を三井住友に申し出たときは、直ちに所定の手続きをとるものとします。
3. 附則会員は、前項の申出をするときは、予め当該事由の解消のため加盟社局等および一般加盟店と交渉を行うよう努めるものとします。
4. 附則会員は本条第2項の申出をしたときは、速やかに当該事由を記載した書面（資料がある場合は資料を添付して）を三井住友に提出するよう努めるものとします。また、附則会員は、三井住友が当該事由について調査をするときは、その調査に協力するものとします。
5. 本条第1項の場合であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、支払いを停止することはできません。この場合、カードの利用による取引上の紛議は、附則会員と加盟社局等および一般加盟店とにおいて解決するものとします。
- (1) 売買契約が附則会員にとって営業のためまたは営業として締結したもの（業務提供誘引販売個人契約・連鎖販売個人契約に関するものを除く）であるとき
- (2) 附則会員による支払いの停止が信義に反すると認められるとき
- (3) 1回のカードご利用における支払合計額が4万円に満たないとき
6. 附則会員は、三井住友がポストペイ利用代金の残高から本条第1項による支払いの停止額に相当する額を控除して請求したときは、控除後のポストペイ利用代金の支払いを継続するものとします。

第6条（ご利用明細の提供方法）

附則会員は、ご利用明細については、附則会員自らスルツとが指定するホームページ（<https://www.pitapa.com/>）から入会する「PiTaPa倶楽部」ページでお支払い金額等を確認するものとし、附則会員はこれに同意するものとします。また、一部を除く加盟社局の駅等でもお支払い金額等を確認できます。これらの方法によらずに、ご利用明細の書面交付を希望される附則会員は、本規約第47条第2項記載の窓口にご相談ください。

第7条（個人情報情報機関への登録・利用）

1. 本会員および本会員の予定者（以下総称して「本会員等」という）はスルツとが、本規約にかかる取引上の判断にあたり、スルツとが加盟する以下の個人情報情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集および当該機関の加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者。以下「加盟信用情報機関」という）および加盟信用情報機関と提携する以下の個人情報情報機関（以下「提携信用情報機関」という）に照会し、本会員等およびその配偶者の個人情報が登録されている場合には、本会員等の支払能力・返済能力の調査の目的に限り、それを利用することに同意します。
2. 本会員等は、①加盟信用情報機関により定められた情報（下表「登録情報」記載の情報、その履歴を含む）が当該機関に下表の「登録の期間」に定める期間登録されること、ならびに、②登録された情報が加盟信用情報機関および提携信用情報機関の加盟会員により本会員等の支払能力・返済能力に関する調査のため利用されること、に同意します。
3. 本会員等は、前項の情報、その正確性・最新性維持、苦情処理、加盟信用情報機関による加盟会員に対する規則遵守状況をモニタリング等の個人情報の保護と適正な利用の確保のために必要な範囲内において、加盟信用情報機関および提携信用情報機関ならびにそれらの加盟会員によって相互に提供または利用されることに同意します。

<登録される情報とその期間>

登録情報	登録の期間
①氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等の本人情報 ※1	左欄②以下の登録情報のいずれかが登録されている期間
②本規約にかかると認められた事実 ※2	スルツとが個人情報情報機関に照会した日から6ヵ月間
③本規約にかかると認められた取引事実 ※2	契約期間中および契約終了後5年以内
④債務の支払いを延滞した事実	契約期間中および契約終了後5年以内

※1 申込時点において勤務先は決定しているものの入社年月が未到来である場合、勤務先の加盟信用情報機関への登録は入社年月が到来してからとなります。

※2 加盟信用情報機関に登録する情報は、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、契約日、契約の種類、契約額、商品名、支払回数等契約内容に関する情報、利用残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払い状況に関する情報、等となります。

<加盟信用情報機関の名称・所在地・電話番号>

○名称：株式会社シー・アイ・シー（割賦販売法に基づく指定信用情報機関）

所在地：〒160-8375 東京都新宿区西新宿 1-23-7 新宿ファーストウエスト 15 階

電話番号：0120-810-414

ホームページアドレス：<https://www.cic.co.jp/>

（ご参考：株式会社シー・アイ・シーは、主に割賦販売等のクレジット事業を営む企業を会員とする個人情報情報機関です。同社の加盟資格、加盟会員企業名等の詳細は、上記の同社が開設しているホームページをご覧ください。）

※契約期間中に新たに個人情報情報機関に加盟する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

<提携信用情報機関の名称・所在地・電話番号>

○名称：全国銀行個人情報センター

所在地：〒100-8216 東京都千代田区丸の内 1-3-1

電話番号：03-3214-5020

ホームページアドレス：<https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

（ご参考：全国銀行個人情報センターは、主に金融機関とその関係会社を会員とする個人情報情報機関です。）

○名称：株式会社日本信用情報機構

所在地：〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目 10 番 14 号 住友不動産上野ビル5号館

電話番号：0570-055-955

ホームページアドレス：<https://www.jicc.co.jp/>

（ご参考：株式会社日本信用情報機構は、主に貸金業者を会員とする個人情報情報機関です。）

※株式会社シー・アイ・シーと提携する個人情報情報機関の加盟会員により利用される個人情報は、<登録される情報とその期間>項目のうち、「④債務の支払いを延滞した事実」となります。

※株式会社シー・アイ・シー、ならびに上記提携信用情報機関は、多重債務の抑止のため提携し、相互に情報を交流するネットワーク（CRIN）を構築しています。

※上記の各機関の加盟資格、加盟会員名等は各機関のホームページに掲載されています。なお、各機関に登録されている情報の開示は、各機関で行います。（スルツとでは行いません。）

第8条（その他）

本附則に定めない事項については、本規約を適用します。

以上
【2024年2月改定】
(TK066105・20240213)